

法制審議会第150回会議議事録（抜粋）

第1 日 時 平成18年9月6日（水） 自 午後1時36分
至 午後2時11分

第2 場 所 法務省大会議室

第3 議 題

- 1 保険法の見直しに関する諮問第78号について
- 2 民事訴訟における付添い等の措置に関する諮問第79号について
- 3 犯罪被害者等の保護に関する諮問第80号について

第4 議 事

（略）

総会委員として、諮問事項の中身についてほかに御意見がございましたら、御発言をお願いしたいと存じます。

どうぞ、委員。

すみません。ここで言うのが正しいかどうか分からないんですけども、ぜひ部会の方で話していただきたいと思うこととして、保険法の見直しの第78号諮問に関しましては、金融審議会でも同じように保険法、様々な証券も含めて金融サービス法などで進行しておりますので、私が言うまでもないと思いますけれども、きちっと連携をとって無駄のないような審議ができることをお願いしたいと思います。

それから、私はこの保険の契約に関する見直しの中でぜひ御審議いただきたいというか、ポイントとして、法定相続人というのが今受取人のところで必ず書かれるようになっていて、そうでない場合だけ受取人を明記するようになっておりますけれども、それを初めからきちっと契約をする際にだれなのかということを本人が書いた方がよいのではないかといつも思っております。理由等を述べると長くなるのであれなんですが、保険のそもそもの意味と、それから今のライフスタイルで共働きの夫婦が増えているなどで、必ずしも法定相続人に受け取らせることが趣旨でない場合というのが大変多く出てきているんですが、大変手続が面倒であるということもありますし、そもそも受取人がだれかわからないで契約をするというトラブルもありますので、受取人に関する契約の見直しをさせていただく部会の中で、ぜひ自動的に法定相続人になるのではなく、自ら書き入れるというようなことも含めて検討していただけたらよいと思っております。

（略）

どうもありがとうございました。

ただいまの御意見は部会設置後の部会の審議において考慮していただきたいと思っております。どうもありがとうございました。

（略）